

シニアボランティアポイント事業 65歳以上対象 ボランティア活動をしてみませんか

問い合わせ／介護保険課高齢福祉担当（内線2672）



市では、65歳以上の方を対象に、特定のボランティア活動をすることで、最大5,000円もらえる「シニアボランティアポイント事業」を実施しています。

ボランティア活動1時間につきスタンプ1個（1日最大2個まで）が付与され、4月から1年間の活動で貯まったスタンプ数が評価ポイントとなり、翌年度に換金できます。

事業に参加するには、登録の手続きが必要です。

対象者／次のすべてに該当する方

- 市内在住の65歳以上（鴻巣市介護保険第1号被保険者）
- 要介護認定又は要支援認定を受けていない
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者でない
- 感染症の疾病がなく、疾病又は負傷のための入院治療を必要としない

対象となるボランティア活動／

- 市が指定する施設や事業所で行うボランティア活動（例 レクリエーション等の指導・補助）
- 市が行う介護予防事業など（例 介護予防リーダーとしての活動）

登録申込み／

鴻巣市介護保険被保険者証（ピンク色）を持参し、市社会福祉協議会地域福祉課窓口（☎597-2100・FAX597-2102）

既に事業に参加されている方へ／

新型コロナウイルス感染症の影響により活動の場が制限されていることから、スタンプの繰り越しを令和6年3月31日まで可能とします。その後の延長はありませんので、ご注意ください。

詳細は市HP（右のQRコード）をご覧ください。



▲対象となる活動の詳細はこちら



公共施設を運営する指定管理者を選定・更新しました

問い合わせ／資産管理課（内線2282）

現在の指定管理者との協定期間満了に伴い、下表の4施設について、選定・更新手続きを行いました。4月1日から、次の指定管理者が管理運営を行います。

施設名	指定管理者	指定期間	担当課
本町コミュニティセンター	街活性室株式会社	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (5年間)	自治振興課
コミュニティふれあいセンター			
市民活動センター	街活性室・サンワックス共同事業体		生涯学習課
映画館（ここのすシネマ）	株式会社ティ・ジョイ		

※指定管理者制度とは、民間事業者を活用した住民サービスの向上と施設管理における費用対効果の向上等を目的に、市が指定する民間企業・NPO等の一部権限を与え、公の施設の管理運営を委ねる制度です

